

教育委員会定例会会議録

令和7年11月20日（木）

教育委員会定例会会議録

令和7年11月20日午後3時00分教育長青柳和富が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 青柳 和富 委 員 赤坂雅裕 委 員 伊藤季美
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	社会教育課長 仲手川武
青少年課長 鈴木俊也	学校教育指導課長 新居博志
図書館長 高木直昭	教育センター所長 松永昭治
鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子	松林公民館担当課長兼館長 西山昭一
南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央	香川公民館担当課長兼館長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の議事は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それでは会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が10件ございます。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから11月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第59号、茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。担当事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長お願いします。

○教育総務課長　日程第1、教委議案第59号、茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書3ページから7ページとなります。

本件は、茅ヶ崎市公告式条例の改正に伴い、規定を整備するため提案するものとなっております。概要につきましては、規則の交付に際し行う教育委員会名の記入及び教育長名の署名を、教育長名の記入に変えるよう、所要の規定を整備したものでございます。なおこの規定は、令和8年1月1日から施行することとしております。

また資料といたしまして5ページから7ページに、茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、そして規則の新旧対照表、参考条文を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長　説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第59号、茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則については原案の通り決定してよいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決します。

次に、日程第2、協委議案第60号、茅ヶ崎市教育基本計画　令和8年度改定版（素案）について及び日程第3、協委案第61号、茅ヶ崎市教育基本計画　令和8年度改定版（素案）のパブリックコメント実施についての2件は関連がありますので、一括して議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長　日程第2、協委議案第60号、茅ヶ崎市教育基本計画　令和8年度改定版（素

案）について及び日程第3、協委案第61号、茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案）のパブリックコメント実施についての2件について、教育総務課長よりご説明させていただきます。議案書の8ページから12ページ及び別冊資料1 茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案）をあわせてご覧ください。

本件は、教育基本計画 令和8年度改定版（素案）を決定し、パブリックコメントを実施するため提案するものでございます。別冊資料1をご覧ください。改定版（素案）についてご説明させていただきます。

教育長、教育委員の皆様には、令和6年度から令和7年度の総合教育会議において、計画改定のポイントについて説明をさせていただき、また、先月の定例会では、教育基本計画審議会による答申についてご報告をさせていただきました。

先月の定例会の後、答申の内容をもとに府議を経て、これらの素案を作成しております。2ページご覧ください。改定版（素案）の策定趣旨及び概要についてご説明をさせていただきます。

茅ヶ崎市教育委員会は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする茅ヶ崎市教育基本計画を令和2年10月に策定いたしました。

このたび、計画の中間年度を迎える、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、計画後期の5年間で必要な施策を計画に盛り込む必要があることから、中間見直しを行い、茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版を策定することといたしました。

なお、次期茅ヶ崎市教育大綱の取り扱いの方針として、令和6年10月に開催いたしました茅ヶ崎市総合教育会議での協議により、教育大綱と教育基本計画の連動性を高め、本市の教育行政の方向性をよりわかりやすいものとするために、本市における教育振興基本計画である、茅ヶ崎市教育基本計画をもって教育大綱に代えることとしております。

改定の基本的な考え方として、計画の中間見直しであることを踏まえ、本計画の基本理念、基本方針といった基本的な考え方を継承し、本計画に基づく施策を引き続き推進いたします。

その上で、計画策定後の社会情勢の変化、国の動向等、これまでの取り組みの成果及び課題を踏まえ、基本方針別重点施策を中心とした施策体系の見直しを行っております。

16 ページ、17 ページをお開きください。

本計画策定後の社会情勢の変化や計画前期の振替等を踏まえ、計画改定の方向性として 5 つのテーマを設定しております。

具体的には、地域と学校が一体化して取り組む教育の推進、ICT 等を活用した学習環境のさらなる充実、多様性を尊重するインクルーシブ教育の推進、教職員の専門性向上と人を活かす働き方改革、データに基づいた政策立案と実践となります。これら 5 つのテーマを反映した見直し後の重点施策は、23 ページから 25 ページに記載しております。

それら重点施策を中心に、28 ページから 57 ページまでは、見直し後の基本方針別の施策を示しております。

また見直しに併せて、教職員働き方改革に関わるものなど、政策の効果を確認する指標については必要な追加、修正等を行っております。

その他、茅ヶ崎市の教育についてわかりやすく知っていただくためのコラムを追加するなどの改定を行って参りました。

本資料を茅ヶ崎市教育基本計画令和 8 年度改定版（素案）として決定し、令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 1 月 27 日までのパブリックコメントを実施して、市民の皆様からご意見をいただくこととしております。

パブリックコメントの応募資格、応募方法、提出いただきましたご意見の取り扱いについては、議案書 11 ページに記載のとおりでございます。説明は以上となりますよろしくお願いします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 2、協委議案第 60 号、茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案）について及び日程第 3、協委案第 61 号、茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案）のパブリックコメント実施についての以上 2 件は、原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは原案のとおり決します。

次に、日程第4、協議案第62号、令和8年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教職員担当課長お願いします。

○教職員担当課長　日程第4、教委議案第62号、令和8年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針についてにつきまして、教職員担当課長よりご説明申し上げます。

まず初めに資料はございませんが、県費負担教職員の任命権者である神奈川県教育委員会が定めた、神奈川県公立学校教職員人事異動方針についてご説明いたします。

なおこれについては昨年度と変更はございません。

その内容は、人事異動にあたっては、教職員の適正な配置に努めるものとするとして、次の3点が示されております。

1点目、適材を適所に配置すること。

2点目、教職員の編成を刷新強化すること。

3点目、全県的な視野に立って広く人事交流を行うこと。

以上が、神奈川県公立学校教職員人事異動方針でございます。

それでは議案書13ページをご覧ください。

茅ヶ崎市教育委員会といたしましては、県の方針に基づき、ここにあります方針の通り定めたく提案するものでございます。それでは方針を読み上げさせていただきます。

令和8年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針

茅ヶ崎市教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、適材を適所に配置すること、広く各校の人事交流を行い、教職員の編成を刷新強化することを基本として、積極的に教職員の適正配置に努めるものとする。

1、同一校に10年を超えて勤務するもの。

従来より配置替えを行ってきたところであるが、令和8年度においても、その能力と適性を考慮して積極的に配置替えを行う。

2、同一校に3年を超え、10年以内勤務するもの。

地域によって学校規模に違いが見られることや、各校ごとの学校運営上の問題点に留意し、また教職員構成の均等化を図る意味から、転任希望の申出のみにとらわれず、配置換えを行う。

なお、6年以上になるものについては、計画的に配置換えを行うこととする。

3、同一校に3年以内勤務するもの。

教育効果の向上を図るため、原則として異動の対象としない。ただし、特別の事情のあるものについてはこの限りではない。

方針の内容は昨年度と変更はございません。

この方針のもと、今後行われる学校長ヒアリングにより集約した各学校の実情課題を把握した中で、積極的、計画的な教職員の異動を行っていきたいと考えております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にご意見等がなければ、日程第4、教委議案第62号、令和8年度茅ヶ崎市県費負担学校教職員人事異動方針については、原案のとおり決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案のとおり決します。

次に、日程第5、協委議案第63号、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

青少年課長。

○青少年課長 日程第5、協委議案第63号、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、青少年課長よりご説明いたします。議案書は15ページから21ページとなります。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、必要な整備をするため提案するものでございます。

第11条、第3項第1号につきましては、国家戦略特別区域内でのみ認められていた地域限定保育士の資格が、保育士不足が特に深刻な都道府県地域でも、認定可能となったことに伴う改

正、第13条につきましては、被措置児童等虐待の定義を引用する児童福祉法の条項が変わったことを受けて改正するものでございます。なお、本条例の施行日は公布の日からといたします。説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。

特にご意見等がなければ、日程第5、協委議案第63号、茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案のとおり決します。

次に、日程第6、協委報告第44号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第6、教委報告第44号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明いたします。議案書は22ページと23ページとなります。

本報告につきましては、令和7年11月1日付けで欠員となっていました、教育施設業務員1名を採用したものでございます。説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひします。特にご意見等がなければ、日程第6、教委報告第44号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

次に、日程第7、教委報告第45号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第7、教委報告第45号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明させていただきま

す。議案書は 24 ページでございます。

本案は茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会規則第 3 条に基づき、4 月定例会においてご承認をいただいた 8 名の委員のうち、茅ヶ崎市小学校長会委員の辞職に伴い、25 ページの名簿にありますとおり、茅ヶ崎市小学校長会より新たに委員の推薦をいただき、専決処分したものでございます。

なお、新規委員の委嘱期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

以上ご報告いたしますので、ご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひします。

特にご意見等がなければ、日程第 7、教委報告第 45 号、茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することいたします。

次に、日程第 8、教委報告第 46 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第 8、教委報告第 46 号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。議案書は 26 ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市学校運営協議会規則第三条第 2 項の規定に基づき、27 ページの名簿にありますとおり、茅ヶ崎市立浜須賀小学校から報告がありました 2 名の委員を専決処分したものでございます。

なお、本委員のうち 9 番の渡邊哲也校長先生の委嘱期間は、校内昇任のため、当初委員任期の令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで、10 番の委員の委嘱期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までといたします。以上、ご報告いたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願ひします。

特にご意見等がなければ、日程第8、教委報告第46号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することいたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は予算に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。傍聴の方はいらっしゃいませんね。

それでは、日程第9に入る前に事務連絡をお願いいたします。

[事務連絡]

午後3時19分閉会